
仙北市水道事業 経営戦略

(令和 8 年度～令和 17 年度)



仙北市 建設部上下水道課

仙北市水道事業経営戦略

団 体 名 : 秋田県仙北市

事 業 名 : 仙北市水道事業

策 定 日 : 令和8年3月

計 画 期 間 : 令和8年度～令和17年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	平成29年4月1日	計画給水人口	16,557	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	15,113	人
		有収水量密度	5.99	千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)				
施 設 数	浄水場設置数	10	管 路 延 長	388	千 m
	配水池設置数	36			
施 設 能 力	16,968 m ³ /日	施 設 利 用 率	51.1	%	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	水道メーターの口径による決定する「口径別料金制」であり、使用水量にかかわらず負担いただく基本料金と使用水量1m ³ ごとに設定される従量料金の合計が水道料金となっております。また、使用水量に応じて区分を設けた、逓増制、逓減制の併用料金となります。 なお、令和6年9月から令和8年8月までの経過措置期間を経て、令和8年9月から新料金へ完全移行されます。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和8年9月1日	

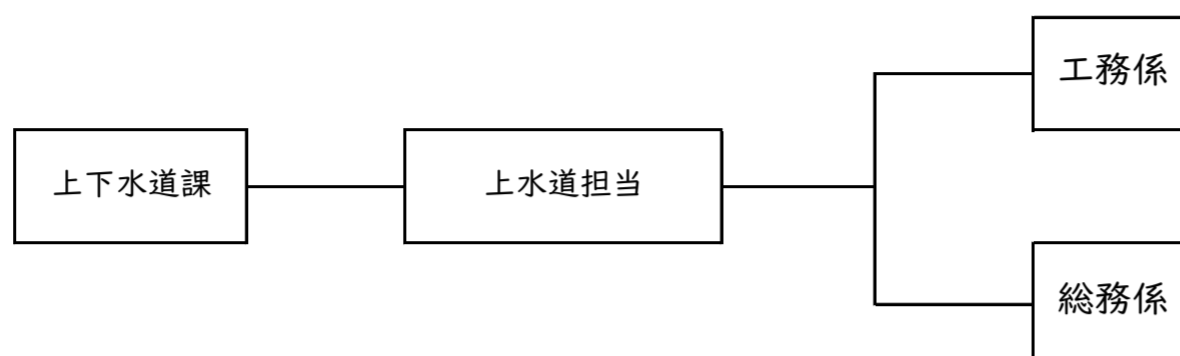
<料金表>

用途	口径	基本料金 (円)	従量料金1m ³ 当たり(円)		
			1~10m ³ まで	11~30m ³ まで	31m ³ 以上
一般用	13mm	1,540	99	220	253
	20mm	1,980			
	25mm	6,710	209		
	30mm	10,010			
	40mm	18,040			
	50mm	29,370			
	75mm	52,800			
100mm	122,650				
温泉事業区域及び入湯税特別徴収義務者用	13mm	1,540	99		
	20mm	1,980			
	25mm	6,710			
	30mm	10,010			
	40mm以上	14,740			

④ 組織

令和7年度の組織体制と職員数は下記の図表のとおりであり、技術職4人、事務職員3人の計7人で事業を運営しています。

<組織体制>



<職員数・職種>

技術職員	事務職員	合計
4人	3人	7人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

【事業統合】

本水道事業は、経営基盤の強化、水源の確保や水運用の効率化及び維持管理体制の強化等を目的に、平成29年3月に上水道2事業、簡易水道13事業を統合し、新たに仙北市水道事業を統合創設しました。

【計画保全体制の強化】

計画的な更新と効率的な予算配分、故障予防や延命化を図るため、令和元年度に「アセットマネジメント(タイプ3C)」を実施しました。

【水道事業の方針決定】

持続可能な水道事業の実現に向け、令和3年度に「仙北市水道ビジョン」を策定しました。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和6年度決算に基づく、本事業の「経営比較分析表」を別紙Iに添付します。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

【給水区域内人口】

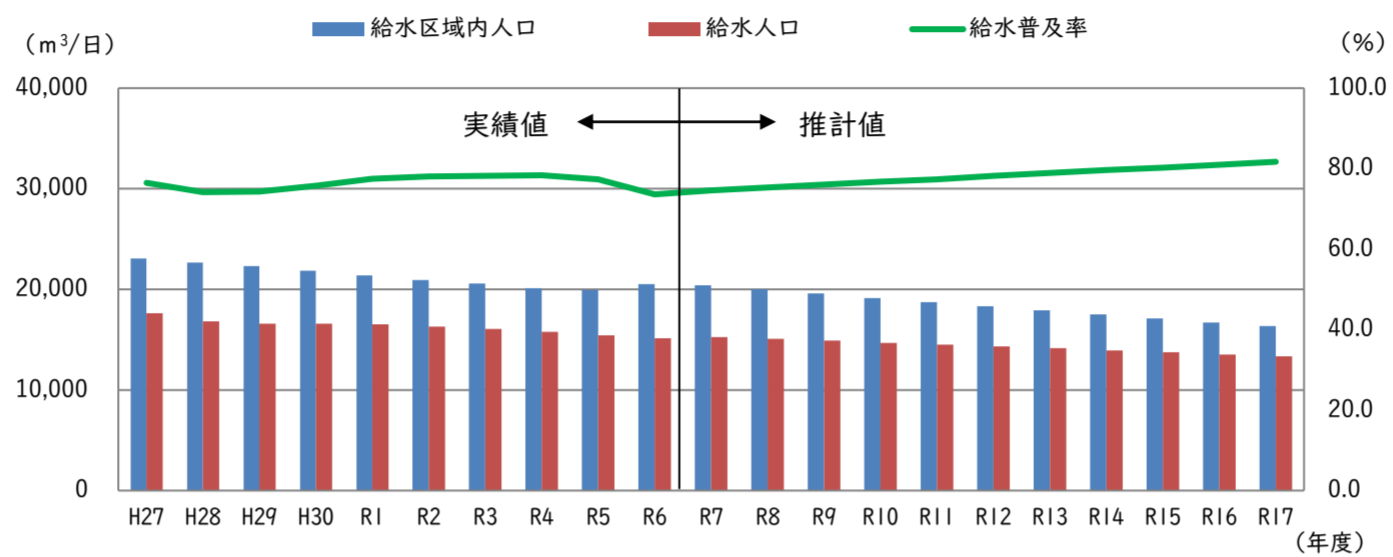
令和7年度の20,421人から、10年後の令和17年度には16,327人と約4,100人減少することが見込まれます。

【給水普及率】

令和7年度以降は穏やかな上昇傾向にあります。

【給水人口】 計算式：給水人口＝給水区域内人口×給水普及率

令和7年度は15,230人から、10年後の令和17年度には13,332人と約1,900人減少することが見込まれます。



(2) 水需要の予測

【有収水量】

過去10年間の実績値を基に用途別（生活用使用水量、業務・営業用使用水量、工場用使用水量、その他使用水量）の推計を行い、各推計値を合算して求めています。

【有収率】

計算式：有収率＝有効率－有効無収率

【一日平均給水量】

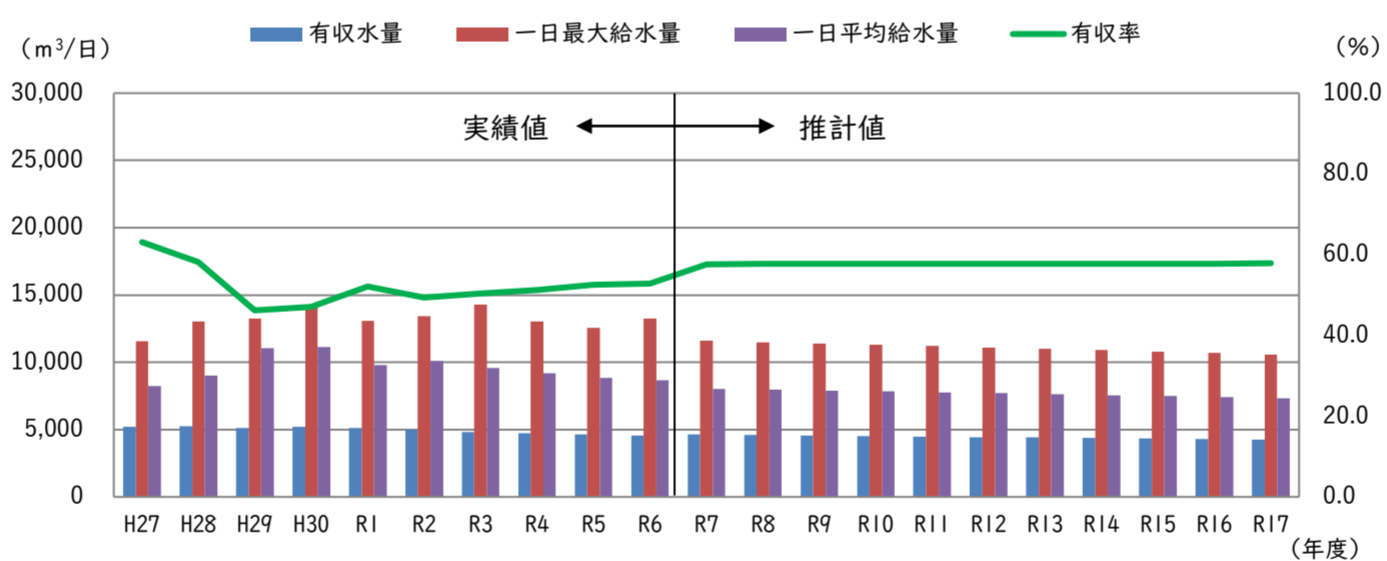
計算式：一日平均給水量＝有収水量÷有収率

【一日最大給水量】

計算式：一日最大給水量＝一日平均給水量÷負荷率

【負荷率】

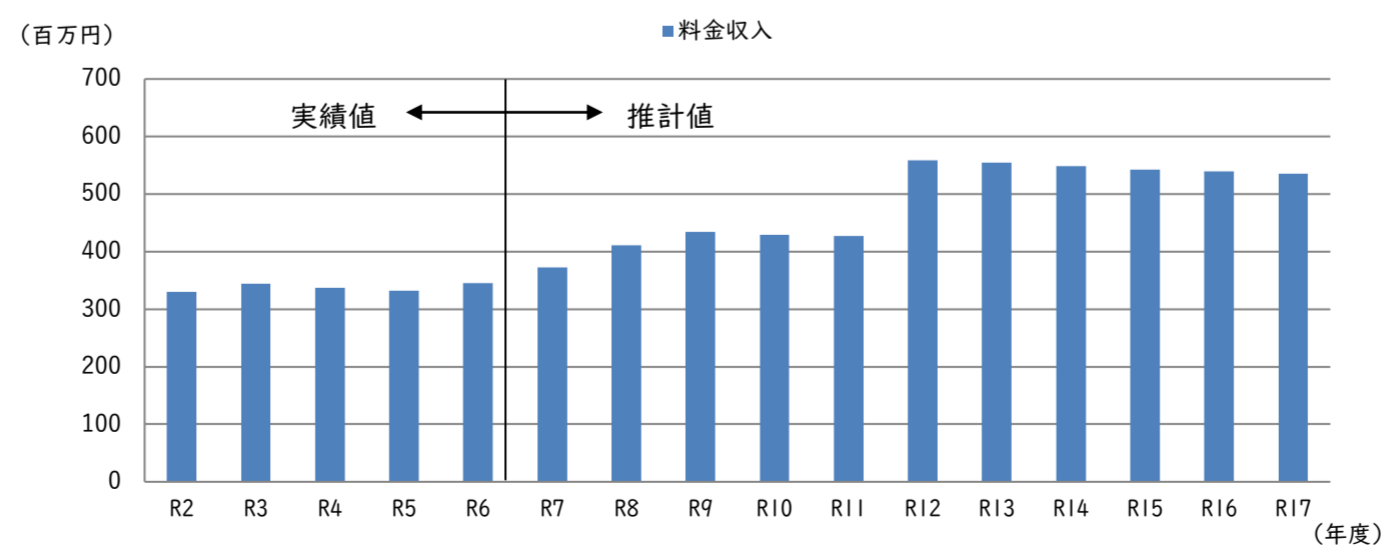
地区ごとに実績平均値や実績最低値を安全側に丸めて設定しています。



(3) 料金収入の見通し

・料金収入の予測

現在は料金改定に伴う経過措置期間にあるため一時的な増収が見込まれますが、長期的な減収傾向を補うには至っていません。こうした状況を踏まえ、料金体系については令和12年に改めて見直す予定としています。



(4) 組織の見通し

仙北市では、水道事業の行政運営を「建設部上下水道課」が担当し、料金賦課徴収業務や水道施設の維持管理業務など、一部の業務については民間委託を導入しています。

今後、仙北市水道事業では、施設や管路の更新事業が増加し、長期間にわたり継続的な対応が求められる見込みです。そのため、これらの業務に対応できる職員体制の確保を図るとともに、将来に向けた技術の継承を進めていくことが重要であると考えています。

仙北市では、職員研修を通じて職員の資質向上に努め、水道事業を安定的に支える組織体制の維持に取り組んでまいります。

3. 経営の基本方針

【経営理念】

今後の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加、さらには自然災害への対応など、厳しい事業環境が続くことが見込まれます。しかし、水道事業には「安全な水を安定して供給する」という重要な役割があり、どのような状況においても、この責務を確実に果たしていく必要があります。そのため、経営の効率化や健全化に、引き続き着実に取り組んでまいります。

仙北市の水道事業では、「仙北市総合計画」で掲げる「安心・安全で潤いのある生活環境のまち」の実現を基本理念とし、持続可能な水道事業を目指して取り組みを進めています。そのため、水道が未整備となっている地域については、住民の皆さまの水需要を踏まえながら、計画的に水道管の延伸を進めていきます。また、水道施設の更新や補修などの維持管理については、長期的な財政収支の見通しをもとに、施設の重要度や老朽度を考慮した計画的な整備を行います。これにより、事業費の平準化を図りつつ、水需要に応じた施設規模の適正化（ダウンサイジング）を進めてまいります。さらに、必要な資金を安定的に確保するため、企業債の借入残高が過度に増えないよう配慮しながら、経費削減に努めます。そのうえで、適正な料金水準や料金体系について検討を行い、経営の効率化と財政基盤の強化を図っていきます。

【基本方針】

理想像を具現化するため、「持続」、「安全」、「強靱」のそれぞれの観点から実情を踏まえた方策に関する目標を設定し、実現に向けて取り組んでまいります。

・持続

地域の状況や見通しを踏まえ、多様な形態で水が供給される体制を構築し、未普及地域を解消します。

水道の必要性、健全な水道事業の在り方をご理解いただき、合理的な施設規模と水道料金の設定により、安定した事業経営を実現します。

・安全

水源水質に応じた必要な水準の浄水処理を行い、水源汚染リスクを軽減する体制を整え、規模に関わらない水道水の安全性を確保します。

小規模水道、飲用井戸等も含めて、地域の実情に応じたきめ細かい衛生指導や管理体制を構築します。

・強靱

水道施設の健全度が低下しないよう定期的に診断・評価し、適正に施設更新を行い、耐震性を向上します。

災害や緊急時の経験を踏まえ、危機管理体制および応急給水体制等を構築できるように災害対応力を強化します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	主要施設の耐震性能評価や老朽化の状況を踏まえ、補強および更新の優先順位を明確にしたうえで、計画的かつ段階的に施設整備を進めていきます。これにより、災害時においても安定して水を供給できる体制の確立を目指します。管路については、既設管の更新、水道未普及地域における管路新設を計画的かつ段階的に施設整備を進めていきます。
	また、地域特性や将来の人口動態を踏まえ、持続可能な水道サービスの確保に向けて、小規模分散型水循環システムの導入可能性について検討を進めます。

【基幹水道構造物の耐震化】

耐震診断を行い補強工事を行います。

事業期間：令和8年度～令和12年度※角館地区の診断業務は令和7年度実施済

【水道未普及地域解消】

給水区域外未普及地域への水道施設の整備を行います。

・継続事業 事業期間：令和8年度～令和12年度

・新規事業 事業期間：令和13年度～令和17年度

【水道管路緊急改善】

布設後40年位以上経過した基幹管路の更新を行います。

事業期間：令和8年度～令和12年度

【管路の耐震化】

導水管・送水管の耐震化を行います。

事業期間：令和8年度～令和12年度

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	施設や管路の耐震化、そして老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれることから、これらに対応するための国庫補助の活用を図るとともに、不足する財源については、企業債の適正な借入方法を検討しながら対応していきます。
---	---	--

<p>【事業ごとの財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹水道構造物の耐震化事業：国庫補助金、企業債を財源として見込みます。 ・ 水道未普及地域解消事業：国庫補助金、企業債を財源として見込みます。 ・ 水道管路緊急改善事業：国庫補助金、企業債を財源として見込みます。 ・ 老朽管・施設等更新事業：企業債を財源として見込みます。 <p>その他に補助対象となり得る事業がないか、引き続き検討を進めていきます。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

今後の社会情勢が不透明な状況であり、年ごとのばらつきが大きいため、実績平均値等を採用しました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	秋田県の広域化推進プランに基づき、将来的な広域化や連携の必要性について検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等の導入等)	浄水場等の維持管理業務、料金徴収事務等の業務について民間事業者へ業務委託し、市の定員及び費用の削減に取り組んでいます。 今後は、さらなる民間委託が可能な業務について検討を進めるとともに、現在業務委託している事業者と相互連携しながら協議を進めていきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	令和元年度にアセットマネジメント(タイプ3C)を実施しています。今後も施設・設備の状態を把握し、計画的な更新、適切な維持管理による延命化を検討していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	水需要の減少が予測されるため、水需要予測を注視しながら、更新時において既存の施設・設備が地形的に統廃合が可能か検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設・設備の更新時において、水需要予測に応じた性能の合理化を検討していきます。
そ の 他 の 取 組	特になし。

② 財源についての検討状況等

料 金	現在は料金改定の経過措置期間にあり、事業運営に必要な経費が増加する一方で料金収入は減少傾向にあります。安定した財源を確保するため、適正な水道料金の水準について継続的に検討し、必要に応じて見直しを進めています。
企 業 債	企業債を財源とした事業を見込んでおり、企業債償還金は増加する見込みです。今後は企業債発行額の適切な管理を行っていきます。
繰 入 金	総務省が公表する地方公営企業繰出基準に準じて計上していきます。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	特になし。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略で定めた計画を着実に進めるために、毎年度の決算状況を反映し、PDCAサイクルにより進捗状況の検証を行います。その中で、経営、財政の状況が大幅に変更になった場合は見直しを行います。 次回の改定は令和12年度までに実施します。
-------------------------	---

【 卷末資料 】

(資料-1) 経営比較分析表

(資料-2) 投資・財政計画 (様式第2号)

(資料-3) 原価計算表

経営比較分析表（令和6年度決算）

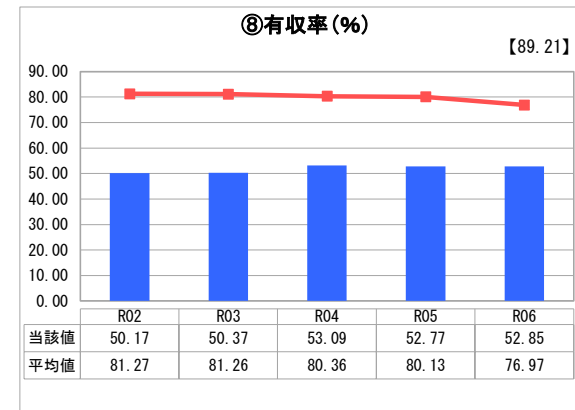
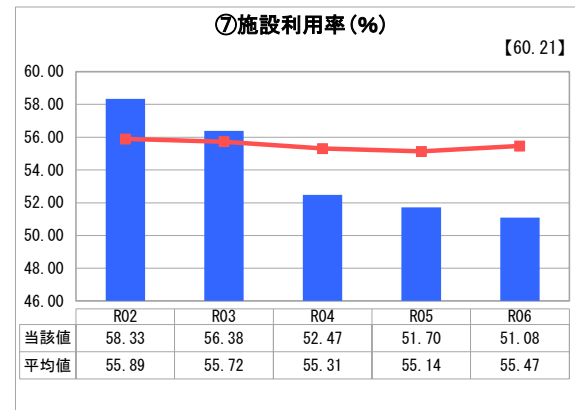
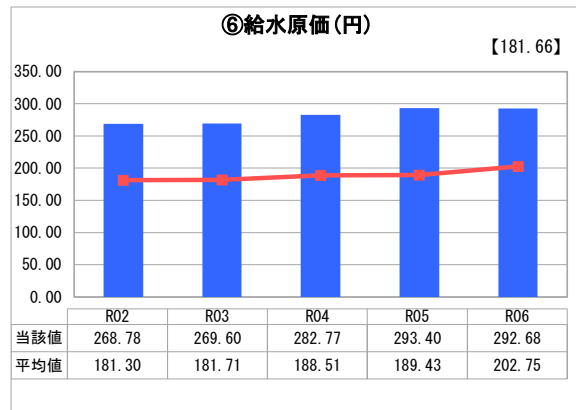
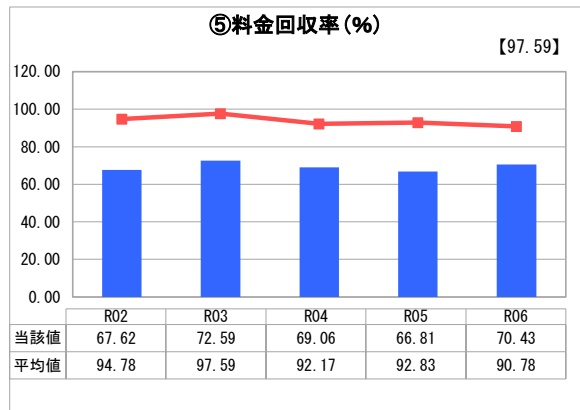
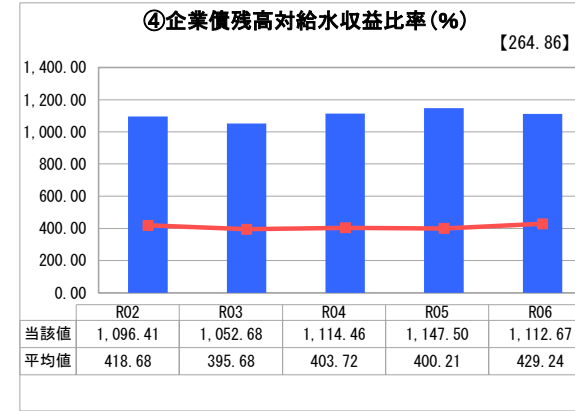
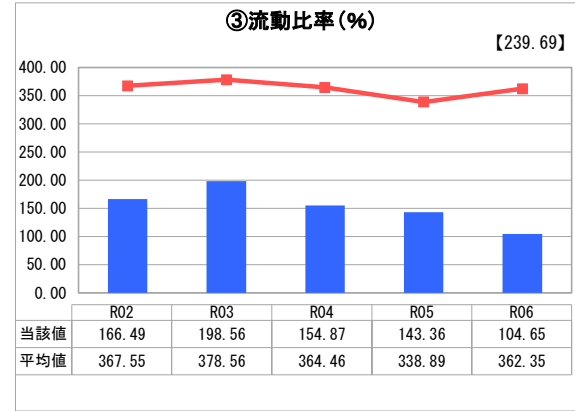
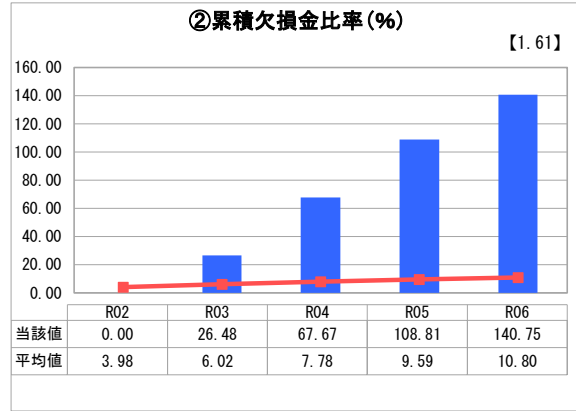
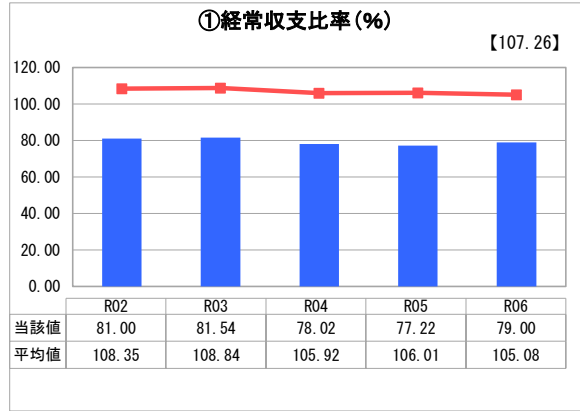
秋田県 仙北市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A7	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	51.70	66.12	4,730	

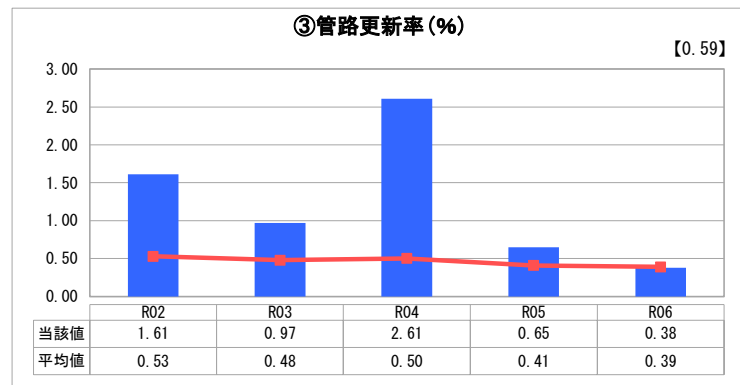
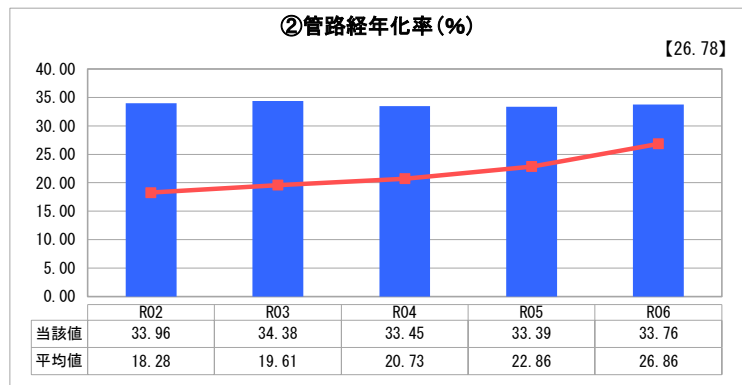
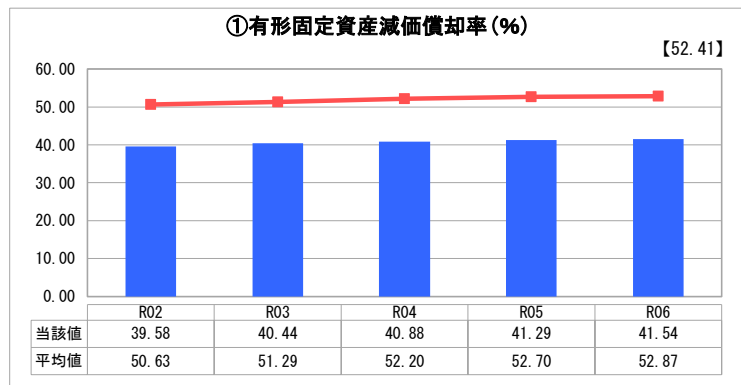
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
22,859	1,093.56	20.90
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
14,958	76.55	195.40

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成28年度末にて旧簡易水道事業が上水道事業へ統合したため、昨年度の経営状況に引き続き、全体的に悪化傾向である。特に、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、水道施設の維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す「①経常収支比率」は、令和6年9月から実施した段階的な料金改定により前年度より1.78ポイント上昇しているが依然として100%を下回り、赤経営となっている。要因として、人口減少の影響による給水収益の伸び悩みのほか、電気料金の高騰等が挙げられる。給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを示す「⑤料金回収率」と併せて分析すると、こちらも100%を下回っていることから、経常費用の削減と、適切な料金収入の確保が必要である。また、給水収益に対する企業債残高の割合を示す「④企業債残高対給水収益比率」については、平均より高比率となっているが、要因としては、上記のとおり人口減少による給水収益の伸び悩みのほか、水道未普及地域解消事業や老朽更新事業による企業債の増加も挙げられ、今後は当事業の必要性の見極め及び実施による給水収益の適切な回収に努める必要がある。

他方、経営の効率性という観点から分析すると、水道施設の配水能力に対する配水量の割合を示す「⑦施設利用率」は51.08%であり前年度より減少しているが、水道施設の稼働が収益に反映されている割合を示す「⑧有収率」では依然52.85%と低く推移している。このことから、漏水等の原因で給水した全ての水道水が収益に結びついているわけではないということが分析できるため、老朽化に伴う施設の更新や、適切な施設規模の見直しが必要である。

2. 老朽化の状況について

当市においては、今日でもなお水道未普及地域が存在しており、令和元年度より卒田地区の未普及地域解消事業に着手している。他方、水道給水区域内に点在すると考えられる老朽管や老朽施設等の更新には、これまであまり着手していなかったが、令和4年度から本格的に老朽管の更新を進めている状況である。

上記を踏まえ、当該年度に更新した管路延長の割合を表す「③管路更新率」は、今後増加傾向となる見込みである。現有の水道管路延長のうち、法定耐用年数を超えたものの割合を示す「②管路経年化率」を見ると、平成28年度末における旧簡易水道事業の統合により大きく増加しており平均より高比率であるため、引き続き未普及地域解消事業と併行して、管路の更新も順次着手しなければならない状況となっている。

全体総括

水道未普及地域解消事業の必要性を見極めながら実施し、これと併行して水道施設の老朽化状況を調査し、必要に応じて順次更新することで、「②管路経年化率」の改善を図り、「③管路更新率」についても当該年度同様管路の更新を実施していく。また、同時に現有施設の必要性や利用頻度についても併せて分析し、水需要を勘案しながら施設のダウンサイジングやスペックダウンを検討することで、「⑦施設利用率」や「⑧有収率」の向上を図り、「①経常収支比率」及び「⑤料金回収率」が100%を上回るよう、必要に応じて料金改定を再度実施すると共に経常経費の削減により経営状況の改善に努める必要がある。

